

農業政策の基本問題

鈴木恒雄*

平成2年5月31日受付

Fundamental Problems in Agricultural Policy

Tsuneo SUZUKI*

This study aimed to make clear the problems underlying the agricultural policy of the present day in relation to the movement of socialism and the welfare state idea which prevailed almost all over the world early this century. As a result, several lessons were obtained concerning price and production control by the government of free nations as well as overall plan in socialist countries. A special consideration was put on the relationship between the role of the government and the farmer's liberty.

はじめに

ほとんどすべての国では、農業政策が転換の時期を迎えている。社会主義諸国では経済の行き詰まりのために、政治改革が進行中であるが、明らかに農業不振は主要原因の1つである。しかしながら、農業政策の問題は自由諸国においても、けっして小さくはない。前者における不足と後者における余剰とは、まるで対蹠的なちがいに見えるけれども、両者には共通の基本問題が潜んでいる。農業政策には、一国の政治外交にかかわる現実面や国内政治力学がある。しかしそれは本論の課題ではない。本論は過去1世紀にわたる事実のなかから教訓を汲みとり、農業政策の基本問題を示すことである。

貿易自由化の現代的意味

自由貿易の理想は古くからのものであるが、いま議論的になっているのは1930年代の世界恐慌の苦い経験をくりかえさないため、また第2次大戦の重要原因の1つとなった国際経済ブロック化、保護主義化の弊害をとりぞくため、国際連合における根本的な大原則となったものである。戦前の世界不況時に、各国が平価切下げ競争と為替管理を強化して国際金融の混乱をひき起したことを反省し、戦争にブレトン・ウッズ協定により国際通貨基金と世界銀行を設立し、その後これを補完するため「関税および貿易に関する一般協定」(GATT)によって国際貿易機構をつくった。GATTは自由無差別の

* 鳥取大学農学部農林総合科学科経営管理学講座

* Department of Farm Business Management, Faculty of Agriculture, Tottori University

原則のもと、関税や輸出入制限など貿易上の障害を軽減、撤廃して、世界貿易および雇用の拡大をはかることを目的としている。

それ以来、実行に積極的な国とそうでない国とがあったり、またアメリカの世界経済に占める相対的地位の低下やECのブロック経済化、保護主義の台頭などで大きな動揺を経験してはいるものの、この大原則に反対する意見は提起されていない。あくまでもこの大原則を尊重したうえで、各国の事情から実行時期や例外措置を相互に認め合おうということである。

自由貿易に最も熱心な国はいまのところアメリカ合衆国である。西欧主要12カ国は欧州経済共同体をつくり、域内の農業、経済、金融の自由化を進めているが、域外に対しては保護主義的な政策をとっている。だが、閉鎖経済は国際経済を行き詰まらせ、各国経済を不活発にするとの見地から、米国は日本およびECとの連けいで貿易自由化を推進していこうとしている。事実、第2次大戦から40年間の自由諸国の経済成長はまことに顕著であり、これをみれば閉鎖経済は経済成長を阻害すること、自由貿易が経済成長を促進することの実績は歴然たるものである。

総体としては、このように貿易自由化の利点は明らかであるが、各国とも産業別、商品別でみると、現在なお競争力が弱いために急激な貿易自由化による打撃から成長を阻まれるおそれのある業界を抱えている。そのため、自由化による国内市場の開放については、各国は慎重に対応する態度をとっている。しかしながら、農産物貿易の自由化をすすめるには、国内農業の将来について、ただ慎重という表現で現状維持策をつづけることはできない。

社会主義の世紀

まず、日本の農業がいま抱えている苦悩の姿は、日本だけの現象ではないことを理解しなければならない。それは米国、EC諸国など、およそ経済先進国には共通の農業問題なのである。しかも、この問題は根本的にみれば西側先進諸国だけの問題ではなく、ソ連、東欧、中国など社会主義諸国にも共通する今世紀の問題でもある。

20世紀は世界が社会主義の高揚をもって明け、世紀半ばに社会主義そのものは衰退をはじめた。だが、依然としてその影響は残って、こんにち世界中の国々の政策を特徴づけている。社会主義国、資本主義国をとわず、また先進国、発展途上国をとわず、社会主義は今世紀の世界に大きな影響を与えた。

この100年間、正確にいえば19世紀の半ばごろから20世紀の半ばにかけて社会主義は知識階層の指導者を取りこにしてしまい、社会主義こそが唯一の進歩思想と考えられるようになった。社会主義の画く世界こそが究極の目標であり社会はそれに向って必然的に動かされていく、と思いきよようになった。この風潮は、ヨーロッパからロシアへ、さらに世界に広まっていった。そして、その勢いが頂点に達したのは、第2次大戦後にイギリスが社会主義の実験にとびこんでいったときである。その時点が社会主義前進の最高潮期であった。顧みると、ヨーロッパで社会主義が広まる契機となった1848年の革命から1951年にイギリス労働党政府が総選挙で敗北を喫するまでの期間が、ヨーロッパ社会主義の世紀とみなされる。イギリスでは、そのあとに成立したチャーチルの保守党政府のもとでも、労働党が進めてきた社会福祉政策の大部分は引継がれたが、その絶頂期はすでに過ぎていたのである。

この期間の社会主義運動の目的は、「生産・分配・交換手段の国有化」であった。すなわち、すべての経済活動は、ある社会正義の理想に向う1つの全体的な計画にしたがって導かれるべきだと考えられた。社会主義運動には、さまざまな派閥があったが、それらは主として社会改造の政治的手段の違いによるものであり、急進主義か漸進主義かの違いにすぎず、目的は同一であった。

ところが、その後の10年間つまり1950年ごろから60年にかけて大変化が起こり、上述のような厳密な意味での社会主義が崩壊しはじめた。その後はその傾向がますます顕著になり、1980年代に至って社会主義の指導国の立場にあるソ連と中国の内部から質的転換を思わせるような議論が聞かれるようになり、80年代末には改革の運動が現実化してきた。

この変化の理由はさまざまである。しかし、最も決定的なものは、20世紀を通じて明らかになった「偉大な社会的実験」の結果によるものである。それでも知識階層の多くの人たちは、社会主義の理論は正しいが実行過程での誤りが失敗の原因であるとして、社会主義綱領を体系的に適用したことの結果であることを容易に認めたがらなかった。しかし、ソ連の経験は直接の実験に基づく幻滅感を与え、東欧諸国や発展途上国の一部での追従実験は同種の失望感を与えた。

その幻滅感とは、第1に、社会主義的組織が私企業より生産的でないどころか、はるかに劣るという認識が進んだこと。第2に、かつて言われたより大きな社会正義に向うどころか、新しい専制と強固な階層秩序をもたらすこと。第3に、約束された大きな自由の代わりに新し

い独裁政治を意味するという実感。主としてこの3つからきている。

先進諸国では労働者階級の生活水準が一般的に上昇すると、社会主義のいう独特のプロレタリア階級という概念が崩れはじめ、それとともに労働者の階級意識が消失した。これはアメリカでまず起こり、類似のことがヨーロッパ諸国でも日本でも生じてきた。全体主義体制を経験した諸国でも、若い世代の間で強い個人主義的反動が起こった。かれらはあらゆる集団行動に深い疑問を感じ、あらゆる権威を容易に信じなくなったのである。

社会主義はこのように衰退を続けているとはいえ、ここに述べた「社会主義の世紀」はきわめて重要な影響を現在に残している。それは人間が個人の自由を獲得するために長い間かかって築きあげた伝統、すなわち国家権力に対して設けてきた制限という伝統を破壊したことである。時間的におくれてこの伝統の形成過程にある国ぐににおいては、いっそう痛烈で深刻であった。社会主義は自分が掲げた目標をいかにして達成できるかについては、人びとに納得させるだけの明確な手段と計画を示し得ないまま、かれらのいう社会正義に合致する所得の分配ができるように、経済を操作したいという願望をもった。その目的のためには、政府の対する権力の制限は都合が悪いどころか、これを100%掌握すべきものだと受け取り、信じたのである²⁾。

福祉国家の時代

1. もう1つの影響

社会主義の世紀がもたらしたもう1つの影響は「福祉国家」の概念である。ドイツの社会政策家たちによってこの概念は展開されはじめ、ビスマルクによって実行に移された。かれは国内に増大する社会主義勢力に対抗して、労働者の福祉増進のため種々の社会政策を実施し、社会主義勢力の弱体化、資本主義の順調な発展をはかった。イギリスではフェビアンたちやA. C. ビグー、L. T. ホップハウスたち理論家によって理論化され、ロイド・ジョージたちによって実行に移されたが、少なくとも初期にはドイツの影響を受けた。アメリカではF. D. ルーズベルトによって実行された。

そもそも福祉国家の概念は、社会主義とはちがって正確な意味をもっていない。「福祉国家」という言葉は、法と秩序の維持以外の問題に何らかの形で関心をもっている国家をあらわすのに用いられている程度の、漠然とした内容である³⁾。

かつては、政府の活動を法と秩序の維持に限定すべき

であると主張する理論家もあった。しかし、現代では政府が貧困者、罹災者、障害者など不幸な人々への対策を行ったり、健康問題、衛生問題についての知識の普及に努力することは、明らかに必要な政府活動となっている。しかもこれらの純粋なサービス活動は、国家の成長につれて、当然、増加すべきものである。人びとのニーズの中には個人の善意による活動だけでは十分でなく、集合的活動が必要なことがある。このようなサービスは社会が豊かになるにつれて、自分で自分の面倒をみることのできない人びとに共同社会が提供すべきものである。そもそも幼老病者や困窮者を社会が助けることは古くから常に人間の社会が行ってきたことであり、人びとの生存にとって最低限度必要なものである。この限度はしだいに上昇してきた。政府は社会保障や教育のような分野でなんらかの役割を演じ、主導権をとることになっている。

福祉国家という言葉に人びとが注目するようになったのは、1942年、イギリスのWilliam Henry Beveridgeの“Report on Social Insurance and Allied Services”が発表されて社会保障と完全雇用を行うことが国家の責任であるとみなされるようになってからである。

このように、福祉のために、政府が有効な援助を率先して行うことの必要性は、こんにち疑う余地はないのであるが、ここに問題となるのは、このような政府活動の目的ではなくて、その方法についてである。福祉国家それ自体への反対論を封じるために、最初のうちは控え目で善意にみちた政府活動を目的に掲げても、ひとたびその目的が肯定され受け入れられると、福祉国家の綱領がもはや全面的に批判できないものと受けとられてしまうかも知れない。そしてついに、ある特定の目的にとっては有効であったものが、これを全体に拡張するとき歯止めがきかなくなるのが憂慮されはじめた。

現代では、福祉国家に潜んでいる危険性を明確に指摘することはむつかしくなっている。福祉国家の名称に含まれるものは、きわめておおくの多様で矛盾を含む要素の集まりであるから、自由社会をよりよく魅力あるものにする部分もあれば、自由社会と両立せず潜在的脅威となる部分もある。個人的自由をそこなわずに実現しようものもあるが、その方法を仔細にみると、要する費用が人びとの想像以上に大きく、人びとが負担する税収より遙かに大きくなることもある。また、国の富の増大につれて、漸進的にしか達成できないものもある。

社会的に不公平その他の特定の悪に対する憤りから発する正義感に似た性急な改革を行おうとして、政府に排他

的で独占的な権力を与えると、そのやり方は近視眼的であったことにやがて気付くことになるだろう。

統制は、改革をいそぐ人たちのあせりに基づくものであるにしても、ときに行政上の便宜から魅力を感じさせることがある。しかしながら、将来の改良にとって重要な障害となるかもしれない。われわれはその危険性をもつ時代に生活しているのである。

多くの分野で、行政効率と経済性を重視する議論が行われて、ある特定のサービスに関する国家の独占的責任負担が望ましいという意見がもち出されることがある。しかし、国家がそれを実行するとすると、最初に利益だと思われたことが幻影にすぎないことがわかってくるだけでなく、それらのサービスが競争的な機関によって供給された場合とは全く異った性格のものになることも注意すべきことである。

2. 所得補給的な価格・所得政策

1920年代すなわち日本の昭和初期の不況時代には、緊急の政策としていわゆる救農土木事業経済更生計画、米穀統制などの価格対策、所得対策がとられた。その後ひきつづいて戦時および戦争直後の非常状況となった。だが、昭和24年以降は食糧需給の緩和と経済の復興がすすみ、多くの農産物の統制は次々と撤廃され、価格安定対策に重点がおかれるようになった。

しかしながら、1960（昭和35）年には米価算定に生産費・所得補償方式が導入され、翌年には農業基本法が施行されて、価格、流通、所得に対する強い保護と援助が制度化された。農業生産における選択的拡大という表現のもとに、特定の作物が傾斜的に増産対象となった。すなわち、緊急対策としての統制政策が、不況と戦争とによって継続維持され、半ば恒久化した。それとともに、農業政策の基本を国家の手厚い保護のもとにおくことになり、その反面において長期的には重要な障害を生じることを意識的か無意識的に看過した⁸⁾。

とくに、農業基本法施行後には、農産物の価格安定策から所得の維持・確保をはかるための「価格・所得政策」に移った。なぜなら高度成長経済のもとでは他産業に対する生産性・所得の格差を是正することは、はなはだ困難だから、所得補給的な政策に依存せざるをえないと考えられたからである。こうして財政を通ずる所得の再分配のための支出がいちじるしく膨張し、少なくとも他の農業政策予算を圧迫した⁹⁾。

一般的に言って、現実の動態経済で産業各部門間に生産性と所得の格差が生ずるのは当然のことであって、そのことにより資源の移動が行われ経済の成長の要因とな

る。非常時における場合は別であるが、通常は政府が市場に介入し、所得再配分を目的として所得補給的な価格政策を実行すれば、流動性は阻害され、生産性の向上をさまたげる結果となる。経験的事実の示すところでは、もっとも重要な部門である米について、生産費および所得補償方式と二重米価制を適用し、価格を高く支持する政策が長期的に継続されても、農業の非農業に対する相対的な生産性は少しも改善されぬどころか、活力低下の原因になっていることは否定できない。農業の中の特定農産物に対する価格を高水準に支持することによって、所得移転をはかろうとした。その結果、農業内部にもその他の産業にも市場経済から遠ざかる諸種の歪みを生じせしめた。

農業と産業の発展についての理論的考察

今世紀における経験を集約し、工業先進国および開発途上国、あるいは自由国および中央計画国での農業と他の産業の変化を考察した結果、次のような理論的關係と教訓が得られた¹⁾。

1. 農業人口減少と技術進歩効果

都市人口および産業人口（つまり非農村、非農業人口）の増加は、つねに富と文明の成長に伴って生じるものである。これは、現代の西欧世界、日本などでは、農業人口の相対的減少ばかりでなく、絶対数の減少をもたらした。その背後にあるのは、技術の進歩によって、食料生産における人間の労力の生産性が大きく増大し、より少数の人間でより大きな人口が必要とするものを供給できるようになったことである。

2. 主要な食糧穀物の供給は増え、他方、需要は所得の変化に対し非弾力的である

人口増加のために食料需要はそれに比例して増大するが、人口増加率が低下してきてその代わりに1人当たり所得が増加するような段階に達すると、その追加所得のうち食料消費の支出に割当てられる分の増加はしだいに小さくなる。

特殊な需要が存在するときは別として、主要穀類の1人当たり消費の増加は、所得がある点を超えると停止し、実際には減少する。

生産性の増加と非弾力的な需要とが相伴うとき、供給は増え、しかも需要はその割に伸びないから過剰が長びき、もし農業従事者の平均所得を維持しようとするれば（所得の一般的増加趨勢についていけるかどうかは別として）、農業従事者数は減少しなければならぬ。

3. 労働力再配分

もし、農業と他の職業との間にこのような労働力配分上の変化が起こるならば、長期的にみて、農業にとどまる人も経済的進歩から他の人びとと同じだけのベネフィットを受けるはずである。

しかし、農業人口が相対的に大きすぎる場合には、労働力再配分の過渡期には、農業にとどまっている人びとには不利に作用せざるをえない。農業からの自発的移動は、農業所得が都市（職業における）所得にくらべて少ない場合に起こってくる。自作農にせよ、小作農にせよ、他の職業への転換をいやがればいやがるほど、過渡期の所得格差は大きくなる。その変化が数世代にわたる場合、移動が比較的すみやかであればあるほど、格差は小さいままでいられる。

4. 政策の逆作用

しかしながら、どこの国でも政策は多くの場合、このための調整をひきのばしてきた。その結果、問題はますます重大さを増してきた。

政府が意図的に施策を行った結果として、農業にとどまっている部分がきわめて大きくなり、したがって農業人口と工業人口との間に生産性を等しくするには、短期間では実行できないと思われるくらい莫大な人口数の移動を必要とすることになった。

5. なぜこのような政策がとられたか

この誤った政策はいろいろな理由のもとに追求されてきた。工業化が急速に進んだヨーロッパ諸国では、はじめは工業と農業との間の「適当な均衡」をはかるという漠然とした考えから出発した。その意味するところは、「均衡」とは2部門の間にこれまで伝統的に存在した比率を維持するという程度のことでしかなかった。

工業化の結果として食糧輸入に依存するようになった国々では、戦時の自給自足戦略がこの政策の支持を強め、長びかせた。

また、人口の移動は必然的なもので二度と元へ戻らない歴史の流れであるから、問題の激化を緩和するには人口移動の過程をもっと長期に引きのばせばよい、と信じられることもあった。

しかし、農業に政府が保護とともに介入した理由の主要なもの、ほとんど常に、その当時、農業に従事していた人びとに対する「適当な所得」を保障することであった。

6. 一般国民からの支持

この政策が一般の人びとから支持されてきたのは、農業が全体として適当な所得を得られず低位にあるのであ

って、農業の一部分だけが低い生産性にあるのではない、という印象によるためである。なぜそういう印象を与えたかといえば、価格調整政策が実行に移される以前に農産物価格が暴落して、自然な価格下降傾向よりもはるかに急激な低落が起こりがちであり、しかも個々の生産者には対抗できない出来事だと受けとられたからである。

しかしまた、価格におけるこの下降圧力こそが農業人口にとって必要な人口移動をもたらすばかりでなく、新しい農業技術の採用をまねき、それによってコストが下がり適当な農業人口の残存を可能にするものである。

7. 経済原則

限界的地位にある土地と農場を排除すれば、平均費用は低下し、供給量は減少する。それによって生産物価格の低落をくいとめる（おそらく部分的には価格の上昇に転ずることも生ずるが、それは必要な調整の一部にすぎない）。

農業に活力ある繁栄をとりもどすためには、さまざまな農産物の相対価格の変化から生ずる農業の内部構造の変化もこれと同じように重要である。

しかるに、困難な状態にある農業を援助しようとしている政策が、実は、農業を有利にする調整そのものを妨げている。

価格統制と「農産物価格支持政策」

価格統制は、長期的には望ましい目的に役立たず、ある限られた期間でさえも、生産に対する直接統制と結びついてはじめて有効になる。つまり、誰がどのくらい、何を生産すべきかを当局が決定し、なんらかの方法で補足施行することである。その意図するところは、耕作者がそのままどまり、満足のいく所得を入手できるようにするためである。

しかし、消費者は食料支出の割合を少なくしていくから、生産者の数がある水準に維持することはむづかしくなってくる。そこで、政府当局は所得を生産者に強制的に移転させ、耕作者がそのままとどまることを図るのである。この所得移転の実行にどの程度まで頼れるかは、その国の財政規模による。

価格統制や所得強制移転の政策が発展したことは、農業を市場機構と切りはなして特別扱いとし、政府支配に従属させる過程ではあるが、それはほとんどの国において工業でなされるよりも早くはじまり、保守主義者たちの支持と発意によったものである。

アメリカでのパリティ政策概念の適用の結果として、余剰在庫の増加、アメリカだけでなく世界農業の不安定

化、まったく恣意的でしかも非効果的、かつ不合理的な耕地の配分などが起こった。政府自らが生みだしてきた状況から、いかにして政策自体を救い出すかが問題となった。政府が価格や生産方法に干渉しなかったならば、アメリカ農業はもっと健全な状態であつたらう、とされるゆえんである。

農業価格政策は、消費者と農業者のどちらか一方の利益でなく、双方の利益を旨すべきものである。消費者は、食料その他の農産物が妥当な値段で豊富に供給されることに関心がある。農業者のほうは、価格水準という自分の力の及ばない要因からの保護を社会に求めているのである。すべての農業者が生産統制によってしばられても、それでも高価格をひたすら歓迎しているとは限らない。

アメリカの全商品価格について一般物価水準と農産物価格との関係を分析したところ、農産物価格は一般物価水準のあとを追っていることがわかった。全商品の一般水準が上下する時、農産物価格も同じ方向に動く。ある特定の時期にアメリカ農産物価格に影響する最も重要な要因は、アメリカの却売価格のその時の水準である。農産物価格は一般物価よりも激しく変動するけれども、それは常に一般物価水準を中心にそのまわりを動くのであって、この変動の相対的位置は一般物価水準の位置と趨勢によって決まることがわかった⁶⁾。

一般物価水準の趨勢と逆の方向に農産物価格を上下させることはほとんどできない。農産物価格の全体的で長期的な上昇は、一般物価水準の上昇に対応して起こる、というのが事実の示すところである。同様に、農産物価格をコントロールしようと思えば、一般物価水準の効果的コントロールによってのみそれは可能であり、個々の農産物価格の別々の統制によっては達成できないことを物語るものである。

最近のアメリカでは初期の頃のイデオロギー面での対立は影をひそめ、現実的な考えが強くなっている。したがって、1960年代後半以来、価格支持計画に関する論争はやや鎮静化してきた。1980年代も価格支持計画は続けられてはいるが、政府の役割は1950年代や60年代より小さくなっている¹⁾。

農産物価格支持政策が政府にとって重荷となってきたのは、価格支持・所得補償と生産調整との両面での財政支出の累増である。そこで80年代には価格支持関係の財政支出削減、農産物輸出力の回復をふくむ市場条件の改善、過剰生産能力の削減をねらいとした政策へ移らざるをえなくなった。これは価格支持水準を徐々に下げ、不足払

い廃止、生産調整措置の廃止、農家備蓄制度の廃止の方向である。価格支持計画をめぐる政治力学はしばらくの間は迂余曲折を示すが、政府の役割は明らかに小さくなり、自由競争による価格形成に重きをおくようになっていく。

政府の役割と農業者

1. 基本的役割と副次的役割

上述のように、農業においては、価格や生産の統制、あるいは全体的包括的計画はあまり効果を発揮しなかった。この種の手段は経済的に賢明でないうえに、個人の自由をも脅かしてきた。だからといって、政府には農業政策上の重要な問題解決のために果たすべき大きな任務がないということではない。それどころか、基本的な任務がある。

政府の任務としては、一方において市場機構をより有利に働かせ、個人経営者に自分の意志決定を十分に行わせ、実行させるように法律制度の漸進的改善をはかることである。他方において、政府は国民全体の代理として、すなわちあらゆる階層の利益を代表するものとして、主として情報の形で種々の便宜を提供するサービス活動を行うことである。

農業者はこの動態的社会で他の分野とくらべ知識の進歩や変化にふれることが少ない。価値のある技術知識の存在や出現に農業者が気付かない状況にあるとき、そのような知識を啓発し普及するための費用を一部分でも社会が負担することは、多くの場合、社会全体にとって有益な投資となるだろう。われわれの仲間である農業者が賢明な選択をすることは、われわれ全体にとって大切なことである。かれらが新しい発展の機会を利用できるように導き、かれら自らの創意にもとづいて一段の進歩をするのに、比較的わずかな社会投資で効果をあげることになるのである。

2. 法律で規制する近隣効果・資源保全

都市で起こると同じように、農業でも個々の農場から発生したものが近隣効果 Neighbourhood Affect として広域的に影響を及ぼすことがある。土壌浸食、農薬汚染などである。これを規制し、防止するには法律をもうけ政府が監視しなくてはならない。

天然資源の保全は、法的枠組みと所有権および借地権にかかわる法律が改善されることにかかっている。森林の荒廃の例では、それが私有地ではなく公有地として維持されていても、開発業者に対して保存のための誘因を与えることを顧慮しないで私的開発にまかされてきたた

め、そのような結果を招いた点を反省しなければならない。このようにある種の天然資源に関しては、一般的には適当な所有権の取決めであっても、それが効果的な利用を保証しないことがある。それに関しては、特殊な法的規定が望ましいのである。

3. 個人経営の確立に向けての法律制度

中世からヨーロッパで行われてきた分散所有地の統合、あるいはイギリスでの共有地の囲い込みは、個人努力による経営改善のために必要な立法手段によるものであった。日本でも明治維新で土地の個人的所有権を設定したことにより、少なくとも個人経営への第1歩がふみ出された。社会全体にとって、個人経営の維持と発展のもつ重要性はいっそう大きくなるので、そのための条件を提供する法律制度を整備することは政府の任務である。

4. アメニティと自然生活の保存

休養の楽しみ、そのための機会の提供、あるいは自然の美しさ、史跡、科学的に興味深い場所の保護を目的とする事業には、政府が果たすべき役割が大きい。

そのような楽しみを一部の人に限定せず全国民に与えるサービスは個々の受益者に無償でベネフィットを与えることになるのだから、そのようなサービスと必要な土地とは国民が共同で負担するように努力すべきことである。

自然公園、自然保存地区などは、政府の強制力によるよりも、イギリスにおけるナショナル・トラストのような自由意思にもとづく組織による方がよい、と主張する人たちがいる。それは好ましいやり方であるかもしれない。しかし、問題の土地が政府所有のもの（国有地、公有地）であるか、社会の承認のうえで政府が税金の中から買収したものであれば、また費用を十分考慮して他の目的につかえるかどうかを検討したうえなら、このようなサービスを政府が提供することにあって反対することはない⁹⁾。

む す び

経営を確立するために、公共費用をもって農業維持政策をとることは当然のこととして多くの国々で行われてきたことであり、こんごも国家が何らかの方法で、農業組織のなかである役割を果たしつづけることは疑いないが、その反面において農業経営者に制限を課する結果となっている。そのような経営者は、けっきょく政府の厳しい規律に服従させられ、監督下におかれることになり、意思決定における自由は阻害されているのである。

経験的事実の示すところでは、役所、団体の権威によ

って良いとされる経営方式を強制したり、融資条件として誘導したりすれば、農業を変化する経済条件に適応させようと考えるのは、誤りである。

同じような条件のもとで経営している農業者の間にも、他の職業におけると同じく、繁栄するものも貧困化するものは生じてくる。農業においても、変化する状況にたえず適応して成功している人たちに、残りの者がみならっていくことが本来の在り方である。このようにして農業は発達してきた。

農業経営者は、ますます実業家としての成功を要求されてくる。これは必要な発展の過程であるのに、これを嘆き、経営者の役割を部分的にも放棄して、この過程の進行を阻止しようと考えている人が多い。

農業経営者にとって、自活を可能にする精神的、技術的な拠りどころを自らすすんで放棄するようでは、活力ある発展の道を進むことはできない。必要な変化を阻止して農業者をかばい、特定数の農業人口をいつまでも保存しようとするのは、永久に政府の保護、つまり自らの生活を政治的決定に委ねることを意味する。

農業経営者にとっては、他の職業の人びとと同じく、人間の尊厳を守ること、そのために自由を保持することが最高の基準である。過去の時代の手本として、ある種の生き方を温存することは、人間の尊厳を保つことにはならない。

このことは、農業の将来にとって、最も根本的なことである。これなくしては、近代社会において農業は魅力あるものにはならないであろう。

文 献

- 1) D. パールバーグ：ショーは始まった。農林統計協会、東京（1985）pp. 94-95
- 2) F. ハイエク：福祉国家における自由 ハイエク全集第7巻。気賀健三・古賀健次郎、春秋社、東京（1987）pp. 3-8
- 3) F. ハイエク：前掲書 pp. 9-15
- 4) F. ハイエク：前掲書 pp. 141-149
- 5) F. ハイエク：前掲書 pp. 162-163
- 6) J. Norman Efferson : Principles of Farm Management. McGraw-Hill Book Company, New York (1953) pp. 189-190
- 7) 松岡亮：緊縮財政と農政の方向。農業と経済 52(4) 15-23 (1986)
- 8) 小倉武一：日本農業は活き残れるか(上)。農山漁村文化協会、東京（1987）pp. 113-144